

寄付金等取扱規程

第1条(目的)

この規程は、一般社団法人日本モルック協会(以下「本法人」という)が受領する寄附金に關し
必要な事項を定めることを目的とする。

第2条(定義等)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意味するところは、当該各号に定めるところに
拠る。

- (1) 一般寄附金 本法人の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、広く一般社会(本法人に關係する団体を含む。以下同じ)に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (2) 使途特定寄附金 本法人が予めイベント・大会の開催等の使途を特定して、本法人の会員を含む広く一般社会に一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特別寄附金 前各号のほか、使途および運用方法を指定して、個人又は団体から受領する寄附金

2.この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

第3条(一般寄附金の募集・使用期間等)

本法人は常時一般寄附金を募ることができる。その使途及び使用期間については次の各号
のとおりとする。

- (1) 一般寄附金は、寄附者が使途を指定することはできない。
- (2) 前号によらない一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集し、理事会の議を経て使途を特定しなければならない。
- (3) 一般寄附金の受入時に特段の取り決めがない場合は、その使用期間は受入から3年間とする。
- (4) 前号の使用期間経過後、適正かつ合理的理由があると理事会で認めた場合は、使用期間を延長または使途を変更することができる。

第4条(使途特定寄附金の募集)

使途特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途及びその他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という)を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2.使途特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、寄附目的事業の全部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

第5条(募金目論見書の交付等)

使途特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2.前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開した場合には、これに賛同して寄附した者に対し、募金目論見書を事後に交付することをもって足りる。

第6条(受領書等の送付)

寄附金を受領したときは、寄附者に対し、遅滞なく礼状、及び受領書を送付するものとする。

2.前項の受領書には、本法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

第7条(募金に係る結果の報告)

本法人は、使途特定寄附金の募集期間終了後速やかに、寄附者に対し、寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を交付するものとする。ただし、ホームページ上に公開することをもって代えることができる。

2.本法人は、使途特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、上記決算書及び報告書をホームページ上で公開することをもって代えることができる。

第8条(特別寄附金)

本法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2.前項の寄附金について、寄附者から資金使途および管理運用方法について条件が付されているとき、または前項の寄附金を受領することにより本法人が何らかの負担を負うことになるときには、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3.寄附金が次の各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(2) 寄附金の受け入れに起因して、本法人が著しく資金負担が生ずる場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、本法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(ア) 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

(イ) 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと

(ウ) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること

(エ) 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること

(オ) その他理事が当協会の運営上支障があると認める条件

第9条(個人情報保護)

寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

第10条(使途変更)

本法人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、寄附金の使途を変更することができる。

(1) 寄附目的が達せられ、寄附金に残額が生じた場合

(2) 適正かつ合理的な理由により、寄附の使用内容等を変更する場合

(3) 前項第2号の場合は、事前に寄附者から同意を得るものとする。ただし、寄附者の死亡、失踪、意思能力の欠如その他の事由により同意が得られない場合には、この限りではない。

第11条(改 廃)

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第12条(施行)

この規程は、一般社団法人認定を受け移行の登記を行った日から施行する

附 則 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。